資料２

地域公共交通活性化・再生総合事業

調査事業に係る事後評価（案）

Ⅰ　総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

熊谷市地域公共交通総合連携計画を策定するに当り、熊谷市地域公共交通会議を８回開催し、地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、地域公共交通に関する目標を適切に設定し、当該目標を達成するための事業を具体的に検討する等連携計画の策定に向けて必要な調査を行った。さらに計画事業の実施に向け、地域関係者の実質的な合意形成を図った。

Ⅱ　連携計画策定調査の総合性・整合性

1　調査の範囲

①　当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

熊谷市における公共交通に関する現状について、人口特性や公共交通の運行サービス、ゆうゆうバスの利用状況等に係るデータ・資料を整理するとともに、公共交通空白・不便地域の考え方や、熊谷市公共交通に関する市民アンケート調査（市民3,000人対象）やゆうゆうバスに関する利用者アンケート調査を実施することによる既存公共交通サービスに対する満足度や公共交通に対する利用意向等を整理するなど、公共交通を取り巻く課題を幅広く把握した。

②　当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

ゆうゆうバス（４系統）や民間路線バスといった既存公共交通の維持・活性化という観点だけでなく、熊谷駅周辺での市民の足の確保やまちづくりの活性化支援、さらには公共交通不便地域（江南地区北部）の改善を図るため、新たな公共交通（ゆうゆうバス）の導入を検討した。

2　地域公共交通に関する目標の設定

①　地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標（案）をできるだけ具体的に設定したか。

地域公共交通に関する目標として、①公共交通不便地域の解消を図り、ゆうゆうバスの社会的価値を高めるよう運行サービスの充実を目指す、②ゆうゆうバスと鉄道・民間路線バス等他の公共交通機関との連携・共存を目指す、③市民自らが過度な自家用車による依存型社会の限界と公共交通の存在意義を認識し、自発的な公共交通の利用を目指すといった３つの目標を掲げ、さらに、数値目標として公共交通に満足している市民の割合（現状45％→H24：50％→H29：55％）を高めることを目標として設定している。

②　上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

数値目標については、「熊谷市総合振興計画（平成20年３月）」で掲げている数値目標と整合性を図った上で、設定している。

3　地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

①　地域公共交通に関する目標（案）を達成するための事業（案）が選び出されたか。
　また、地域公共交通に関する目標（案）と事業（案）との関係は合理的か。

地域ニーズに合った利便性・採算性の高いゆうゆうバスの実現と、市民の足を確保するという観点から、既存ゆうゆうバス（４系統）の再編や、江南地区及び熊谷駅周辺の新ゆうゆうバス導入を取組事業の案として選定した。また、公共交通サービスをサポートし、利用促進に資する交通体系の実現を図るため、鉄道・バス等他の公共交通機関と連携した乗継拠点の整備、公共交通情報等の提供、バリアフリー化の推進、及びモビリティマネジメントの実施を取組事業の案として選定した。

＊必要に応じて、参考資料を添付してください。

Ⅲ　自立性・持続性
1　事業の実施に向けての準備
①　地域公共交通に関する目標（案）を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。
地域公共交通に関する目標（案）を達成するための取組事業について、具体的内容やスケジュールを検討した。
②　事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。
数値目標として掲げた「公共交通に満足している市民の割合」については、毎年行う市民意向調査の中で把握するととともに、新ゆうゆうバスの利用者数について、運行委託事業者からの実績報告により把握することとした。
③　事業の実施主体が検討されたか。
新ゆうゆうバスの実証運行等の各実施すべき事業（案）の実施主体については、市内における各交通事業者から意見等を聴取し、協議の上、関係者合意が形成された。
2　事業の実施環境
①　実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。
平成23年度において新ゆうゆうバス（既存４系統、江南地区、熊谷駅周辺）の実証運行、乗継拠点の整備、公共交通マップ、及びバス車両のバリアフリー化の事業の実施に当っては、計画事業による国費のほか、熊谷市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、熊谷市の平成23年３月議会に平成23年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。
②　住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。
江南地区・新ゆうゆうバスの導入に当っては、地域住民が主体の「循環バス江南地区路線を考える懇談会」を開催し、運行ルートやサービス水準等の検討がされ、自主的な利用促進の取組みが始まった。

＊必要に応じて、参考資料を添付してください。

Ⅳ　住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成
1　協議会における審議体制等
①　協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。
熊谷市地域公共交通会議設置要綱の中で、第3条に審議事項が、また、第10条に専門的な調査・検討を行うための専門部会として小委員会の設置を規定している。
②　協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。
熊谷市地域公共交通会議設置要項第4条に組織を定め、第4条5号には、住民の代表を規定しており、各地域（熊谷、大里、妻沼、江南）の地域審議会会長が会議に出席している。さらに、熊谷市公共交通に関する市民アンケート調査やゆうゆうバスに関する利用者アンケート調査を行い、現在の利用状況のみならず、公共交通の潜在的利用ニーズも把握した。
2　協議会における審議
①　調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。
第4回熊谷市地域公共交通会議においては審議事項を含む要綱が決定され、その以降の地域公共交通会議においては調査事業の進め方、実施状況が報告・審議されたほか、第7回地域公共交通会議においては調査事業に係る自己評価報告案が報告・審議されており、調査事業を実施するに当って地域公共交通会議が適切に開催された。
②　協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。
地域公共交通会議の要綱において、議事の傍聴は原則可能であることが規定されている。議事録はインターネットのホームページにおいて地域公共交通会議の議事が開示されている。
3　地域関係者の実質的な合意形成
①　地域公共交通に関する目標（案）やそれを達成するための事業（案）等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。
熊谷市地域公共交通会議において調査事業の進め方、実施状況が報告・審議され、計画事業の実施に必要な費用は国費のほか、熊谷市からの財政支出で行うことについて、関係者の合意形成が行われ、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業（案）等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえる。

＊必要に応じて、参考資料を添付してください。